

No. 1 6

令和 8 年（9 月）

第 3 回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 6 7 号	熊谷市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市 民 税 課	1
第 6 8 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市 民 課 市 民 税 課	4
第 6 9 号	熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例案新旧対照表	中央公民館	6
第 7 0 号	熊谷市立コミュニティ施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市 民 活 動 推 進 課	1 0
第 7 1 号	熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	1 3
第 7 2 号	熊谷市立老人憩の家条例の一部を改正する条例案新旧対照表	長 寿 い き が い 課	1 4
第 7 3 号	熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経 営 課	1 5
第 7 4 号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消防総務課	1 7
第 7 5 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	1 8
第 7 6 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	1 9
第 7 7 号	熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	2 3
第 8 3 号	変更請負代金額算出表 （（仮称）第2中央生涯活動センター建築工事）	市 民 活 動 推 進 課 （契約課）	2 4
第 8 4 号	変更請負代金額算出表 （熊谷市立妻沼図書館改修建築工事）	熊谷図書館 （契約課）	2 5
第 8 5 号	変更請負代金額算出表 （熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事）	教育総務課 （契約課）	2 6
第 8 6 号	変更請負代金額算出表 （熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（2期））	教育総務課 （契約課）	2 7

第 8 7 号	市有地（池上字高根 1 1 6 7 番）位置図	道 の 駅 整 備 室	2 8
第 8 8 号	大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約案新 旧対照表	企 画 課	2 9
第 8 9 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	3 0

議案第 6 7 号の参考資料

熊谷市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市税条例（平成 1 7 年条例第 6 3 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第 7 条の 4 第 3 4 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 3 4 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 1 6 条の 3 第 1 項、附則第 1 6 条の 4 第 1 項、附則第 1 7 条第 1 項、附則第 1 8 条第 1 項、附則第 1 9 条第 1 項、附則第 1 9 条の 2 第 1 項、<u>附則第 1 9 条の 3 第 1 項又は附則第 2 0 条第 1 項</u>の規定の適用を受けるときは、第 3 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第 1 9 条の 2 （略） <u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u> <u>第 1 9 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 3 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 4 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該</u>	附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第 7 条の 4 第 3 4 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 3 4 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 1 6 条の 3 第 1 項、附則第 1 6 条の 4 第 1 項、附則第 1 7 条第 1 項、附則第 1 8 条第 1 項、附則第 1 9 条第 1 項、附則第 1 9 条の 2 第 1 項<u>又は附則第 2 0 条第 1 項</u>の規定の適用を受けるときは、第 3 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第 1 9 条の 2 （略）

改 正 案	現 行
<u>事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> <u>２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>(１) 第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(２) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> <u>(３) 第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又</u>	

改 正 案	現 行
<u>は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(4) 附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	

議案第 6 8 号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成 1 7 年条例第 6 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
附 則			附 則		
1 ～ 5 （略）			1 ～ 5 （略）		
<u>（端末機を使用する方法による場合の特例）</u>					
6 端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、民間事業者が設置及び管理をするものをいう。別表において同じ。）を使用する方法による場合における同表第 1 号、第 1 0 号、第 1 7 号及び第 1 8 号に掲げる手数料の額については、令和 8 年 1 1 月 2 日から令和 9 年 1 1 月 1 日までの間に限り、これらの規定中「1 5 0 円」とあるのは、「1 0 円」とする。					
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
	事務の種類	手数料の額		事務の種類	手数料の額
1	納税若しくは公租又は公課に関する証明	1 枚につき 2 0 0 円 <u>（端末機を使用する方法による場合にあつては、1 5 0 円）</u>	1	納税若しくは公租又は公課に関する証明	1 枚につき 2 0 0 円
1 0	印鑑登録証明	1 通につき 2 0 0 円 <u>（端末機を使用する方法による場合にあつては、1 5 0 円）</u>	1 0	印鑑登録証明	1 通につき 2 0 0 円
1 7	住民票に関する証明	2 0 0 円 <u>（端末機を使用する方法による</u>	1 7	住民票に関する証明	2 0 0 円

改 正 案			現 行		
		<u>場合にあっては、150円)</u>			
18	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通につき200円 <u>(端末機を使用する方法による場合にあっては、150円)</u>	18	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通につき200円
備考 (略)			備考 (略)		

議案第 6 9 号の参考資料

熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(第 1 条関係)

熊谷市公民館条例 (平成 1 7 年条例第 1 0 3 号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	
別表 (第 3 条関係)	
名称	位置
〃 箱田公民館	〃 仲町 1 9 番地
〃 石原公民館	〃 石原 1 4 0 7 番地 1

(第 2 条関係)

熊谷市公民館使用条例 (平成 1 7 年条例第 1 0 4 号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案				
(趣旨)				
第 1 条 この条例は、熊谷市妻沼中央公民館、熊谷市江南公民館、熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館、熊谷市肥塚公民館、熊谷市荒川公民館、熊谷市久下公民館、熊谷市成田公民館、熊谷市玉井公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市吉岡公民館、熊谷市星宮公民館、熊谷市籠原公民館、熊谷市新堀公民館、熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館、熊谷市秦公民館 (以下「公民館」という。)の使用及び使用料に関する事項を定めるものとする。				
別表 (第 4 条関係)				
1 熊谷東公民館等				
区分		午前	午後	夜間
		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 1 0 時
肥塚公民館	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

現 行

別表（第3条関係）

名称	位置
〃 箱田公民館	〃 仲町19番地
〃 石原公民館	〃 本石一丁目10番地
〃 大原公民館	〃 大原三丁目2番1号
〃 上石公民館	〃 石原1107番地5

現 行

（趣旨）

第1条 この条例は、熊谷市妻沼中央公民館、熊谷市江南公民館、熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館、熊谷市肥塚公民館、熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館、熊谷市荒川公民館、熊谷市久下公民館、熊谷市成田公民館、熊谷市玉井公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市吉岡公民館、熊谷市星宮公民館、熊谷市籠原公民館、熊谷市新堀公民館、熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館、熊谷市秦公民館（以下「公民館」という。）の使用及び使用料に関する事項を定めるものとする。

別表（第4条関係）

1 熊谷東公民館等

区分		午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
肥塚公民館	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考（略）				
2～4（略）				

<u>大原公民館</u>	<u>第1会議室</u>	<u>3 1 0 円</u>	<u>4 2 0 円</u>	<u>5 2 0 円</u>
	<u>第2会議室</u>	<u>3 1 0 円</u>	<u>4 2 0 円</u>	<u>5 2 0 円</u>
	<u>和室</u>	<u>4 2 0 円</u>	<u>5 2 0 円</u>	<u>7 3 0 円</u>
<u>上石公民館</u>	<u>ホール</u>	<u>5 2 0 円</u>	<u>7 3 0 円</u>	<u>1, 0 5 0 円</u>
	<u>会議室</u>	<u>3 1 0 円</u>	<u>4 2 0 円</u>	<u>5 2 0 円</u>
	<u>和室</u>	<u>4 2 0 円</u>	<u>5 2 0 円</u>	<u>7 3 0 円</u>
備考 (略)				
2～4 (略)				

議案第 70 号の参考資料

熊谷市立コミュニティ施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立コミュニティ施設条例（平成 17 年条例第 124 号）
（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																				
（名称及び位置） 第 2 条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>熊谷市立大里コミュニティセンター</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> （休館日） 第 4 条 コミュニティ施設の休館日は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>休館日</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>熊谷市立大里コミュニティセンター</td><td rowspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>熊谷市立大里ふれあいセンター</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td></tr> </table> 2 （略） （利用時間） 第 5 条 コミュニティ施設を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。 <u>(1) ～ (4)</u> （略） （使用料） 第 8 条 コミュニティ施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第 1 から別表第 4 までに定めると	名称	位置			熊谷市立大里コミュニティセンター	（略）			施設名	休館日			熊谷市立大里コミュニティセンター	（略）	熊谷市立大里ふれあいセンター	（略）	（略）	（略）	（名称及び位置） 第 2 条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>熊谷市立コミュニティセンター</u></td><td><u>熊谷市本町一丁目 9 番地 1</u></td></tr> <tr> <td>熊谷市立大里コミュニティセンター</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> （休館日） 第 4 条 コミュニティ施設の休館日は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>休館日</th></tr> <tr> <td><u>熊谷市立コミュニティセンター</u></td><td><u>12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</u></td></tr> <tr> <td>熊谷市立大里コミュニティセンター</td><td rowspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>熊谷市立大里ふれあいセンター</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td></tr> </table> 2 （略） （利用時間） 第 5 条 コミュニティ施設を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。 <u>(1) 熊谷市立コミュニティセンター 午前 9 時から午後 10 時まで</u> <u>(2) ～ (5)</u> （略） （使用料） 第 8 条 コミュニティ施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第 1 から別表第 5 までに定めると	名称	位置	<u>熊谷市立コミュニティセンター</u>	<u>熊谷市本町一丁目 9 番地 1</u>	熊谷市立大里コミュニティセンター	（略）			施設名	休館日	<u>熊谷市立コミュニティセンター</u>	<u>12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</u>	熊谷市立大里コミュニティセンター	（略）	熊谷市立大里ふれあいセンター	（略）	（略）	（略）
名称	位置																																				
熊谷市立大里コミュニティセンター	（略）																																				
施設名	休館日																																				
熊谷市立大里コミュニティセンター	（略）																																				
熊谷市立大里ふれあいセンター																																					
（略）	（略）																																				
（略）																																					
名称	位置																																				
<u>熊谷市立コミュニティセンター</u>	<u>熊谷市本町一丁目 9 番地 1</u>																																				
熊谷市立大里コミュニティセンター	（略）																																				
施設名	休館日																																				
<u>熊谷市立コミュニティセンター</u>	<u>12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</u>																																				
熊谷市立大里コミュニティセンター	（略）																																				
熊谷市立大里ふれあいセンター																																					
（略）	（略）																																				
（略）																																					

改 正 案	現 行																							
ころにより、使用料を納付しなければならない。 2 （略） （利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定） 第 2 5 条 市長は、法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者にコミュニティ施設のうち、熊谷市立大里ふれあいセンター（以下「指定管理施設」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 前項の場合における利用料金は、<u>別表第 2</u>に定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定めるものとする。この場合における<u>同表</u>の規定の適用については、<u>同表</u>中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。 （市長による管理） 第 2 9 条 （略） 2 前項の場合においては、市長は、<u>別表第 2</u>に定めるところにより、使用料を徴収する。	ころにより、使用料を納付しなければならない。 2 （略） （利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定） 第 2 5 条 市長は、法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者にコミュニティ施設のうち、<u>熊谷市立コミュニティセンター及び熊谷市立大里ふれあいセンター</u>（以下「指定管理施設」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 前項の場合における利用料金は、<u>別表第 1 及び別表第 3</u>に定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定めるものとする。この場合における<u>これらの表</u>の規定の適用については、<u>これらの表</u>中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。 （市長による管理） 第 2 9 条 （略） 2 前項の場合においては、市長は、<u>別表第 1 及び別表第 3</u>に定めるところにより、使用料を徴収する。 <u>別表第 1 （第 8 条、第 2 5 条関係）</u> <u>熊谷市立コミュニティセンター使用料</u> <table><tr><th rowspan="2">室名</th><th rowspan="2">定員</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>午前 9 時 ～正午</th><th>午後 1 時 ～午後 5 時</th><th>午後 6 時 ～午後 1 0 時</th></tr><tr><td><u>第一集 会室</u></td><td><u>4 8 人</u></td><td><u>1 , 6 8 0 円</u></td><td><u>1 , 7 8 0 円</u></td><td><u>2 , 1 0 0 円</u></td></tr><tr><td><u>第二集 会室(相 談室</u></td><td><u>1 8 人</u></td><td><u>6 3 0 円</u></td><td><u>6 8 0 円</u></td><td><u>9 4 0 円</u></td></tr><tr><td><u>和室</u></td><td><u>1 0 人</u></td><td><u>3 7 0 円</u></td><td><u>4 2 0 円</u></td><td><u>5 8 0 円</u></td></tr></table> <u>備考</u> 1 熊谷市に居住又は通勤若しくは	室名	定員	使用料			午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 1 0 時	<u>第一集 会室</u>	<u>4 8 人</u>	<u>1 , 6 8 0 円</u>	<u>1 , 7 8 0 円</u>	<u>2 , 1 0 0 円</u>	<u>第二集 会室(相 談室</u>	<u>1 8 人</u>	<u>6 3 0 円</u>	<u>6 8 0 円</u>	<u>9 4 0 円</u>	<u>和室</u>	<u>1 0 人</u>	<u>3 7 0 円</u>	<u>4 2 0 円</u>	<u>5 8 0 円</u>
室名	定員			使用料																				
		午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 1 0 時																				
<u>第一集 会室</u>	<u>4 8 人</u>	<u>1 , 6 8 0 円</u>	<u>1 , 7 8 0 円</u>	<u>2 , 1 0 0 円</u>																				
<u>第二集 会室(相 談室</u>	<u>1 8 人</u>	<u>6 3 0 円</u>	<u>6 8 0 円</u>	<u>9 4 0 円</u>																				
<u>和室</u>	<u>1 0 人</u>	<u>3 7 0 円</u>	<u>4 2 0 円</u>	<u>5 8 0 円</u>																				

改 正 案	現 行
別表第 1 ～ 別表第 4 （略）	<u>通学をしている者以外の者の使用料は、規定の使用料の額の 1 0 0 分の 1 5 0 に相当する額とする。</u> <u>2 ボランティア集会室のボランティア活動を促進する目的以外の利用の使用料は、第一集会室の規定使用料の額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額とする。</u> <u>3 使用料の額に 1 0 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。</u> 別表第 2 ～ 別表第 5 （略）

議案第 7 1 号の参考資料

熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立保育所条例（平成 1 7 年条例第 1 3 5 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第 2 条 関 係）			別表（第 2 条 関 係）		
保育所の名称	位置	定員	保育所の名称	位置	定員
熊谷市立中央 保育所	（略）	（略）	熊谷市立中央 保育所	（略）	（略）
			<u>熊谷市立籠原 保育所</u>	<u>熊谷市新堀 1 1 2 4 番地</u>	<u>1 0 0 人</u>

議案第 7 2 号の参考資料

熊谷市立老人憩の家条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立老人憩の家条例（平成 1 7 年条例第 1 4 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																				
（名称及び位置） 第 2 条 老人憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>熊谷市立老人憩の家平戸荘</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	名 称	位 置			熊谷市立老人憩の家平戸荘	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（名称及び位置） 第 2 条 老人憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td><u>熊谷市立老人憩の家荒川荘</u></td><td><u>熊谷市宮本町 1 3 6 番地 1 1</u></td></tr> <tr> <td>熊谷市立老人憩の家平戸荘</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	名 称	位 置	<u>熊谷市立老人憩の家荒川荘</u>	<u>熊谷市宮本町 1 3 6 番地 1 1</u>	熊谷市立老人憩の家平戸荘	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
名 称	位 置																				
熊谷市立老人憩の家平戸荘	（略）																				
（略）	（略）																				
（略）	（略）																				
名 称	位 置																				
<u>熊谷市立老人憩の家荒川荘</u>	<u>熊谷市宮本町 1 3 6 番地 1 1</u>																				
熊谷市立老人憩の家平戸荘	（略）																				
（略）	（略）																				
（略）	（略）																				

議案第 73 号の参考資料

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 225 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案			
別表第 2（第 25 条関係）			
種別	基本料金（1 月につき）		従量料金（1 立方メートルにつき）
	メーターの口径	料金	
一般用	13 ミリメートル	10 立方メートルまで <u>1, 606 円</u>	10 立方メートルを超え 15 立方メートルまでの分 <u>209 円</u>
	20 ミリメートル（16 ミリメートルを含む。）	10 立方メートルまで <u>1, 683 円</u>	15 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分 <u>231 円</u>
	25 ミリメートル	10 立方メートルまで <u>1, 760 円</u>	20 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分 <u>275 円</u>
			40 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分 <u>297 円</u>
			50 立方メートルを超える分 <u>308 円</u>
	30 ミリメートル	<u>2, 728 円</u>	10 立方メートルまでの分 <u>55 円</u>
	40 ミリメートル	<u>4, 807 円</u>	10 立方メートルを超える分 上欄に同じ
	50 ミリメートル	<u>12, 023 円</u>	
	75 ミリメートル	<u>19, 228 円</u>	
	100 ミリメートルから 150 ミリメートルまで	<u>32, 054 円</u>	
公衆浴場用		100 立方メートルまで <u>4, 807 円</u>	100 立方メートルを超える分 <u>55 円</u>
臨時用			1 立方メートルにつき <u>561 円</u>
備考			
1・2 （略）			

現 行

別表第 2（第 25 条関係）

種別	基本料金（1 月につき）		従量料金（1 立方メートルにつき）
	メーターの口径	料金	
一般用	13 ミリメートル	10 立方メートルまで <u>1, 320 円</u>	10 立方メートルを超え 15 立方メートルまでの分 <u>176 円</u>
	20 ミリメートル（16 ミリメートルを含む。）	10 立方メートルまで <u>1, 386 円</u>	15 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分 <u>187 円</u>
	25 ミリメートル	10 立方メートルまで <u>1, 452 円</u>	20 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分 <u>231 円</u>
			40 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分 <u>242 円</u>
			50 立方メートルを超える分 <u>253 円</u>
	30 ミリメートル	<u>2, 244 円</u>	10 立方メートルまでの分 <u>44 円</u>
	40 ミリメートル	<u>3, 960 円</u>	10 立方メートルを超える分 上欄に同じ
	50 ミリメートル	<u>9, 900 円</u>	
	75 ミリメートル	<u>15, 840 円</u>	
	100 ミリメートルから 150 ミリメートルまで	<u>26, 400 円</u>	
公衆浴場用		100 立方メートルまで <u>3, 960 円</u>	100 立方メートルを超える分 <u>44 円</u>
臨時用			1 立方メートルにつき <u>462 円</u>
備考 1・2 （略）			

議案第 7 4 号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 2 2 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（葬祭補償） 第 1 9 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>3 3 万円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第 1 9 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>3 1 万 5 , 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

議案第 75 号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成 18 年条例第 36 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
<u>熊谷市立妻沼東児童クラブ</u>	熊谷市上根 3 5 8 番地	<u>熊谷市立長井児童クラブ</u>	熊谷市上根 3 5 8 番地
<u>熊谷市立第 2 妻沼東児童 クラブ</u>	熊谷市上根 <u>3 5 8 番地</u>	<u>熊谷市立秦児童クラブ</u>	熊谷市葛和 <u>田 8 3 1 番 地</u>

議案第 7 6 号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 0 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （職員） 第 2 9 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若</u>	第 1 3 条 <u>削除</u> （職員） 第 2 9 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

改 正 案	現 行
<u>しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は<u>障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)<u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による<u>支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等</u>	(職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改 正 案	現 行
<u>が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第 4 4 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第 8 項又は第 9 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第 4 4 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

改 正 案	現 行
(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 附 則 1～9 (略) 10 前2項の規定を適用する時は、保育士(第29条第3項<u>若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>)を、<u>前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。	(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 附 則 1～9 (略) 10 前2項の規定を適用する時は、保育士(<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>)を、<u>保育士の数(前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。

議案第 77 号の参考資料

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 36 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（虐待等の禁止） 第 13 条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者</u> <u>は、法第 34 条の 16 第 4 項において</u> <u>準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項</u> <u>の規定に基づき、児童対象性暴力等（学</u> <u>校設置者等及び民間教育保育等事業者</u> <u>による児童対象性暴力等の防止等のた</u> <u>めの措置に関する法律（令和 6 年法律</u> <u>第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児</u> <u>童対象性暴力等をいう。以下この条に</u> <u>おいて同じ。）を防止し、及び児童対象</u> <u>性暴力等が行われた場合に利用乳幼児</u> <u>を適切に保護するため、児童等対象業</u> <u>務従事者（利用乳幼児と接する業務に</u> <u>従事する者のうち、支配性、継続性及</u> <u>び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳</u> <u>幼児に接するものをいう。）に係る犯罪</u> <u>事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定す</u> <u>る犯罪事実確認をいう。）その他の必要</u> <u>な措置を講じなければならない。</u>	（虐待等の禁止） 第 13 条 （略）

変更請負代金額算出表

工事名	(仮称) 第 2 中央生涯活動センター建築工事
工事場所	熊谷市石原 1 4 0 7 番地 1 ほか
工期	令和 7 年 9 月 2 4 日から令和 9 年 7 月 3 0 日まで
受注者	株式会社 ケージーエム 代表取締役 小林正裕
当初請負代金額	1, 5 0 4, 8 0 0, 0 0 0 円
変更請負代金額	1, 5 5 0, 0 2 1, 0 0 0 円
当初請負代金額 との差額	4 5, 2 2 1, 0 0 0 円

1 物価変動後の残工事代金額の算出

		変動前金額 (円)	変動後金額 (円)
直接工事費		968, 714, 010	1, 013, 367, 791
共通 費	共通仮設費		
	現場管理費		
	一般管理費	229, 285, 990	238, 632, 209
工事価格		1, 198, 000, 000	1, 252, 000, 000
工事価格×99.27% (落札率)		1, 189, 254, 600	1, 242, 860, 400
改め		1, 189, 000, 000	1, 242, 000, 000
		P1	P2

2 請負代金額の契約変更の対象となる額の算出

項 目	金額 (円)	備 考
P2(税抜)	1, 242, 000, 000	①
P1(税抜)	1, 189, 000, 000	②
P1(税抜)×1.0%	11, 890, 000	③=②×0.01
対象額(税抜)	41, 110, 000	④=①-②-③
消費税等相当額	4, 111, 000	⑤=④×0.1
対象額(税込)	45, 221, 000	⑥=④+⑤
当初請負代金額	1, 504, 800, 000	⑦
変更請負代金額	1, 550, 021, 000	⑧=⑦+⑥

変更請負代金額算出表

工事名	熊谷市立妻沼図書館改修建築工事
工事場所	熊谷市妻沼東一丁目 1 番地
工 期	令和 8 年 6 月 2 5 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
受注者	株式会社 アケボノ 代表取締役 細田 健一
当初請負代金額	2 2 9 , 9 0 0 , 0 0 0 円
変更請負代金額	2 3 1 , 5 5 0 , 0 0 0 円
当初請負代金額との差額	1 , 6 5 0 , 0 0 0 円

変更請負代金額内訳

	変更前	変更後
直接工事費	160,986,870円	162,133,783円
共通費		
共通仮設費		
現場管理費		
一般管理費	53,713,130円	54,166,217円
工事価格	214,700,000円	216,300,000円
落札率		97.34%
変更請負工事価格		210,500,000円
消費税等		10%
変更請負代金額		231,550,000円

変更請負代金額算出表

工事名	熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事
工事場所	熊谷市中央一丁目 1 番地
工 期	令和 8 年 6 月 2 5 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
受注者	田部井建設株式会社 代表取締役 田部井 俊一
当初請負代金額	4 2 7, 4 6 0, 0 0 0 円
変更請負代金額	4 3 0, 3 2 0, 0 0 0 円
当初請負代金額との差額	2, 8 6 0, 0 0 0 円

変更請負代金額内訳

	変更前	変更後
直接工事費	332, 517, 258円	334, 992, 417円
共通費		
共通仮設費		
現場管理費		
一般管理費	85, 482, 742円	85, 907, 583円
工事価格	418, 000, 000円	420, 900, 000円
落札率		92. 96%
変更請負工事価格		391, 200, 000円
消費税等		10%
変更請負代金額		430, 320, 000円

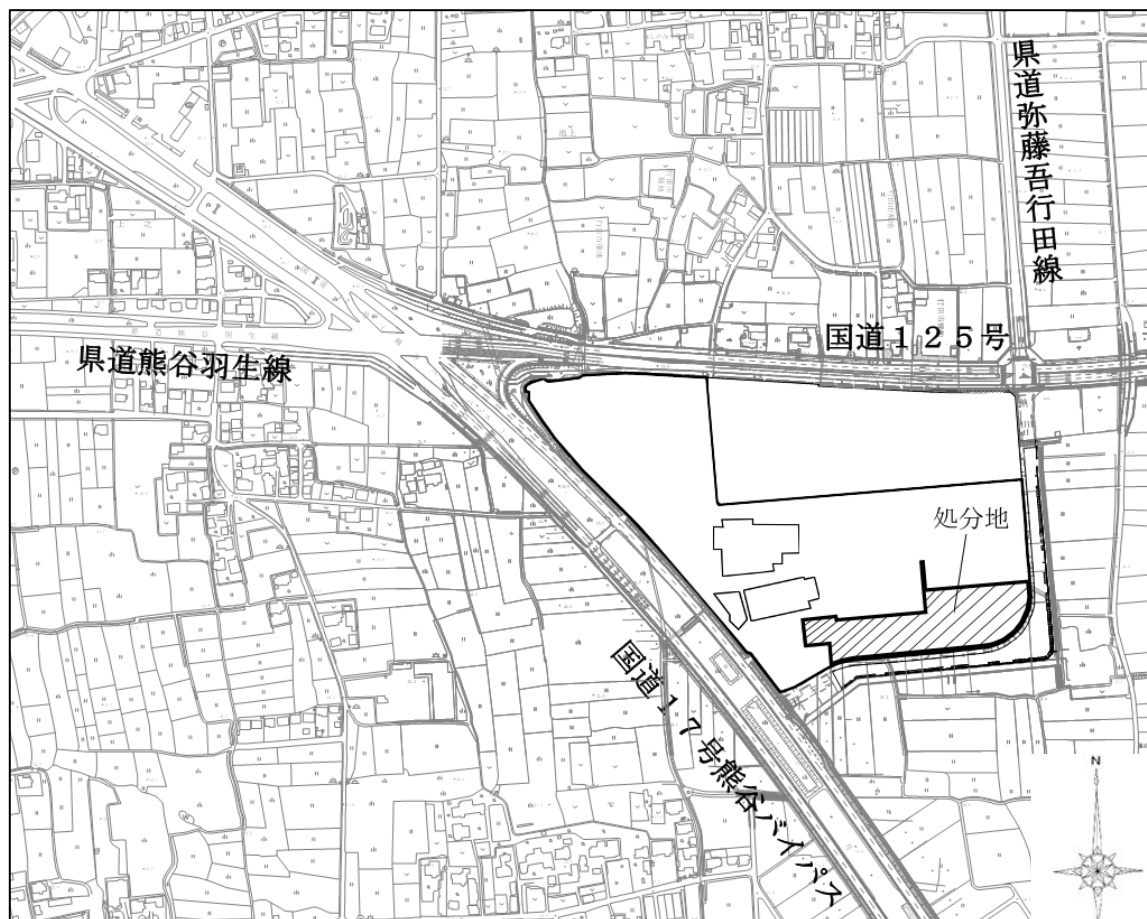
変更請負代金額算出表

工事名	熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事(2期)
工事場所	熊谷市佐谷田1030番地
工 期	令和8年6月25日から令和8年12月28日まで
受注者	株式会社 ケージーエム 代表取締役 小林 正裕
当初請負代金額	150,700,000円
変更請負代金額	151,800,000円
当初請負代金額との差額	1,100,000円

変更請負代金額内訳

	変更前	変更後
直接工事費	97,898,531円	98,589,928円
共通費		
共通仮設費		
現場管理費		
一般管理費	39,301,469円	39,710,072円
工事価格	137,200,000円	138,300,000円
落札率		99.85%
変更請負工事価格		138,000,000円
消費税等		10%
変更請負代金額		151,800,000円

市有地（池上字高根 1 1 6 7 番）位置図



議案第 88 号の参考資料

大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表
大里広域市町村圏組合規約（昭和 47 年埼玉県指令地第 1781 号）

（下線部分は改正部分）

変 更 案	現 行
（共同処理する事務） 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) ごみ焼却施設 <u>（組合市町が共同設置したものに限る。）</u> の管理運営に関すること。 (2)・(3) （略）	（共同処理する事務） 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) ごみ焼却施設の管理運営に関すること。 (2)・(3) （略）

認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 11063 号線	未認定の道路を市道として管理したいため
2	市道 41146 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため



